

共通—第5号様式 見積参加者選考調書（特定随意契約用）

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調 達 件 名	山口斎場における譲渡前検査等調査業務及びPFIアドバイザー業務
発 注 課	保健福祉局保健所生活環境課
選 定 事 業 者	みずほりサーチ&テクノロジーズ株式会社
随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。）	
<p>山口斎場については、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）」（以下「PFI法」という。）に基づき、施設の設計・建設及び維持管理業務並びに運營業務についても民間事業者に一括して委ねる方式（BOT方式）にて整備した施設で、運営期間が令和7年度までの契約となっている。令和8年度以降については、令和2年度に実施した山口斎場の次期運営手法の調査結果及び札幌市 PPP/PFI 活用委員会での審議を経て、令和4年3月に策定した火葬場の運営計画に従い、PFI法に基づき民間事業者に一括して長期的かつ包括的に委託することを予定している。また、山口斎場は、現在民間事業者が所有権を有する施設となっているが、現在の運営期間終了時に建物、設備、備品等の全てを札幌市に譲渡することが契約条項として決まっており、当該譲渡に向け、令和8年度以降の業務を継続して行っていくことに支障のない状態であることを事前に確認する必要がある。さらに、次期 PFI 事業の範囲や事業費用のほか、次期運営期間以降に行うべき修繕内容についての精査も併せて必要となる状況である。</p> <p>以上から、本業務の遂行に当たっては、金融、法務、技術等の多岐に渡る分野に関して、山口斎場の運営手法及び整備手法における諸問題の抽出やその評価を行う高度な専門性が必要となる。また、PPP/PFI の性格や仕組みに精通するとともに、民間の同種事業の経営、資金調達等に関する高度かつ専門的な知見を有すること並びにそれに基づく優れた企画内容及び業務遂行を担保しうる一定の実績が求められる。</p> <p>したがって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に規定される価格による競争入札等には適さない業務と考えられることから、公募型企画競争により受託者を選定することとしていた。この度、当該事業者の企画提案が山口斎場における譲渡前検査等調査業務及びPFIアドバイザー業務企画競争実施委員会において選定されたことから、当該事業者を相手方とする特定随意契約の見積参加者とする。</p>	
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
決 定 日	令和4年5月30日